

## 令和3年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第1回） 議事録

出席委員：梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、藤野委員、野城委員、山地委員  
欠席委員：秋鹿委員、赤司委員、原委員（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年8月3日（水）13時00分～14時30分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和3年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、こちらの秋葉原の会議室とWeb会議のハイブリッドで行います。Web会議における具体的なご発言の方法については、後ほどご説明をいたします。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の安田よりご挨拶申し上げます。

環境省(安田課長補佐)： ただいまご紹介いただきました、環境省環境経済課の安田と申します。環境省も夏に人事異動がございまして、これまで環境経済課長を勤めておりました西村が8月9日付で異動いたしまして、新たに波戸本が環境経済課長として着任をしております。本来であれば、波戸本からご挨拶を申し上げるところですけれども、本日別の所用が入っておりまして、代わりに私が冒頭のご挨拶をさせていただきます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中また緊急事態宣言が発令されている中、本年度の第1回の検討会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から環境行政の推進にあたりまして、多大なるご理解、ご協力をいただいていることも、併せて御礼申し上げます。政府全体の動きとしましては、昨年の10月に菅総理から2050年にカーボンニュートラルを目指すという宣言がなされて以降、行政、民間企業を含めて、世の中の動きが大変大きくなっているところでございます。特に今年度に入ってから、2030年度の中期目標、これまで2013年度比で26%というのが政府の目標だったわけですけれども、これを、野心を高めるということで、46%削減すると。さらには50%の高みに向けて挑戦するということが発表されております。環境省としても、非常に野心的な目標と思っております、身の引き締まる思いでございます。政府としては、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画において、46%削減というものをどういうふうの実現していくかというプランを作っているところでございます。今回検討をお願いしております環境配慮契約法ですけれども、国等の機関が温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を推進するというので、平成19年にできた法律でございます。この法律の制定以来、委員のみなさまから様々なご意見をいただきながら、基本方針を策定したり、新

しい契約類型を追加したりするなど、みなさまのおかげで公的機関の率先取組というものも進んできたところでございます。一方で、この新たな 2030 年度目標の達成に向けては、さらなる取組の強化ということが必要だと認識しております。特に、電力の二酸化炭素の排出係数の低減に向けた取組、それから電気自動車をはじめとした自動車の取組、それから建築物の省エネ化、様々なところで最大限の取組をしないと、国全体の 46% という目標も達成できないのではないかと考えております。本日は今年度の検討会の方向性についてご議論いただきたいと思っておりますけれども、国から出されました新しい目標も踏まえて、ぜひ忌憚のないご意見をいただいて、公的機関の取組を進めて参りたいと思っております。本年度第 1 回目、本日でございますけれども、本年度は合計 3 回の検討を予定しております。この会議における検討結果を踏まえまして、基本方針の改定も含めて、必要に応じてやっていきたいと思っております。委員のみなさまには忌憚のないご議論をお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局： まず本検討会にご参画をいただきました委員の皆様をご紹介します。委員名簿は資料 1 として配布しておりますので適宜ご参照いただきたいと思います。  
資料 1 に沿って委員を紹介（省略）

事務局： 続きまして、参考資料の開催要領をご覧ください。令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の 3.組織の(2)の規定にありますように、本検討会の座長を決めることとなりますが、昨年度まで座長をお願いしておりました山本先生ともご相談の上、僭越ながら事務局といたしましては、本年度から梅田先生に座長をお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。  
（異議なし）

事務局： それでは梅田先生に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

梅田座長： ただいま座長に選任していただきました梅田です。並みいる大家の委員のみなさまの中で大変恐縮ですけれども、山本先生をはじめとして環境省からのご指名ですので、座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、事務局から本日の議事予定、検討会の資料の確認をお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、15 時までの 2 時間を予定しております。ご協力をお願いいたします。

#### ◇配布資料の確認

事務局： それでは資料の確認でございます。

## 配 布 資 料

- 資料 1 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等（案）
- 資料 3 環境配慮契約に関する提案募集について
- 資料 4 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 令和 3 年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

事務局： Web 会議システムについて説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。

### 3. 議 事

#### （1）環境配慮契約法基本方針等の検討の進め方について

梅田座長： 本日は今年度の方針、課題についての議論が中心になると聞いております。議事次第にありますとおり、（1）環境配慮契約法基本方針等の検討の進め方について、（2）専門委員会の設置について、（3）検討スケジュールについて、の大きく 3 点について議論していただく予定です。まず、本年度の検討の進め方として、資料 2 を事務局より説明いただき、その後委員のみなさまのご質問、ご意見を伺うこととします。それでは、資料の説明をよろしくお願いします。

環境省： 資料 2 について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。資料 2 は本年度の環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等になります。ただ今の説明について、各契約類型のご担当の委員からご質問、ご意見をいただき、その後委員のみなさまからのご質問、ご意見をいただきたいと思えます。ご説明いただいた資料の順番に沿って、議論を進めたいと考えております。本日特に検討を行う契約類型としては、電気の供給を受ける契約、自動車の購入等に係る契約、建築物に係る契約、産業廃棄物の処理に係る契約の 4 つが示されています。まずは電気の供給を受ける契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。最初に、電力専門委員会座長の山地委員、いかかがでしょうか。

山地委員： ご説明ありがとうございます。事前に相談も受けておまして、今説明していただいた内容で特に付け加えることはないのですが、直近の進捗として、2030 年のエネルギーミックスの目標を決めるエネルギー基本計画に関する審議会、基本政策分科会が、7 月に入って、2030 年の電源構成ミックスの素案を提出しています。一部詰められていないところがあったのですが、明日基本政策分科会が開かれて、審議会ベースではおそ

らく 2030 年の電源構成の素案は出てくると思います。現状、私が把握している情報では、化石燃料の比率が現状より 3 分の 1 くらい減って 3 分の 2 くらいになりますから、当然排出係数目標も、今は kW/h あたり 0.37 kg-CO<sub>2</sub> ですが、それが 3 分の 2 くらいになると思うので、そのあたりを反映した議論を電力専門委員会で議論していくことになると思います。

また、再エネ比率の問題、今年度公表していく予定の未実施機関に関するところ、そういうところを電力専門委員会の中で詰めていきたいと思っております。私からの追加は以上でございます。

梅田座長： ありがとうございます。かなりいろいろ動いているところで大変だと思いますが、よろしく願いいたします。他の委員のみなさま、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

藤野委員： 基本的に対応の方向性は良いと思っているのですが、4 の未実施機関への対応ということで、公表の内容について最終的に内容を決定するという点について、基本的には、公表する内容に従ったものを出していただくべきなので、これはできるだけ早めに決めて、決めたことは変えないできちんと出すという態度が大事なのではないか。それももう話し合ったことだと思いますが、念のために申し上げます。

それから、原単位の引き下げというのがありますが、そうすると、国なり国に関連する機関はより高い率先行動が求められるわけで、再エネの調達も活発になるのではないかと想像します。今の時点では、この引き下げイメージに沿った調達をしていただくということで、どれくらい国なり国の関連機関がマーケットから調達する可能性があるかというボリューム感が見えてくるので、それを示しつつ、今後引き下げということもあると、一体そういう機関がどれくらい再エネを調達するのか。これはマーケットを作っていくことになって、そもそも環境配慮契約法自体も、国がそういうマーケットを作ってビジネスを引っ張っていくというのがおそらく本来の趣旨なので、そこをできるだけ明示していくということも、この検討会の中で進めていただけたらと思います。

それと合わせて、いくつかの自治体の環境基本計画なり温暖化の計画に関わっていますけれども、その時に再エネ調達が話題になっていて、かなり今後取り合いになっていくと思います。再エネの需要が増えた時に供給量をきちんと確保できるように、これはこの検討会の範囲を超えているのかもしれませんが、そこも目配せしながらしっかりと政策を作っていくということ、そのシグナルをこの検討会からも送るということは、今後取り合って電力供給に支障が出るということになると本末転倒なので、そここのところはケアした方がよいと思います。

最後に、これは電力に限らずですが、環境配慮契約法基本方針の関連資料の 10 ページに、平成 28 年 5 月の政府実行計画、政府がその事務及び事業に関し実行すべき措置に基づくということで、40%削減、当時は 26%が国の目標で、政府は 40%。また 2020 年度までに 10%削減するということを目指していたものが上方修正されることになるのですかね。そちらとも歩調を合わせて、やっていただけたらと思います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。今の点について、事務局から何かありますか。

環境省： 関連資料に限らず基本方針そのものについて、各種計画等の変更に伴って、整合の取れるような改定を今年度行いたいと考えております。

再エネについても、国の率先調達とは言いながらも、マーケットに悪影響を与えることがないように、そういったことも注視しながら検討を行いたいと考えております。

梅田座長： 再エネの契約の実績を報告するという事は可能なのでしょうか。

環境省： どのような見せ方ができるかというのは今後検討させていただければと思っておりますけれども、具体的な、定量的なお示しの方法ができればと考えております。

事務局： 補足でご説明させていただきます。再エネの需要量というところで申しますと、国等の機関が調達する電力量は、年間 100 億 kWh 強くらいだと思います。例えば、そのうちの 3 割とすると 30 億 kWh という電力量になりますので、その程度の量であれば、調達可能ではないかと考えております。また、地方公共団体が仮に何%か調達するという事を想定して、公的機関全体の需要量については専門委員会にお示しして、需要と供給のバランスを含めて、ご議論いただけるようにしたいと考えています。

梅田座長： ありがとうございます。その辺は専門委員会にお任せします。

野城委員： お願い事項なのですが、後ほど詳しくお話しますが、建築部会では、建築の新築フローというよりはストックからの温暖化ガスの排出のために有効な仕組みはないかということが議題になって参りまして、その中でカーボントレーディングのようなことも視野に入れて検討しようとしています。そのためには排出係数を何らかのかたちで参照していくことになるのですが、山地先生の部会の方で、参照すべき排出係数、これはいろいろと技術論というよりも利害が絡んでいることは重々存じ上げているのですが、参照できるようなテーブルをもしかしたらお願いすることになるかもしれないということで、ご指導いただきたいというお願いで発言させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

梅田座長： ありがとうございます。連携できればよいと思います。

田中委員： 廃棄物の担当なのですが、ここにもありますように、プラスチックの問題が海洋汚染ということで問題になっていきますし、それに関連してプラスチックに関わる資源循環促進の法律もできました。プラスチックが海洋汚染を引き起こすということで大きな問題になっているのですが、日本ではできるだけ迅速に焼却をして、エネルギーを回収し、発電をし、という方向で行っているのですが、今回のカーボンニュートラル宣言は、CO<sub>2</sub>を出すプラスチック焼却という点から、焼却は良くないというメッセージを送ることになると危惧しております。非 FIT 非化石証書という制度に注目しているのですが、単純

に CO<sub>2</sub> をゼロにしないといけないとなると、焼却はだめということになる。資源循環という言葉が出ていますが、非 FIT 非化石証書というのが活用されて、高く評価されて、結果的には高い値段でプラスチックを燃料として発電した電力が売れるということにつながればよいと思っています。その点で、非 FIT 非化石証書というのが廃プラの発電電力に適用され、その効用を事務局から説明いただくとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

梅田座長： ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

環境省： 非 FIT 非化石証書につきましては、産業廃棄物のうち廃プラスチックによる発電についてはこちらの対象となります。現状の排出係数におきましても、廃プラスチックによる発電、熱回収による発電については、排出係数はゼロとカウントされることになってございます。その非化石価値を非 FIT 非化石証書として、別途市場で売買することは可能ということになります。これまでも排出係数ゼロの電気として売ることができましたので、今後この証書になることで、どの程度の価値が出てくるかというのは、市場の動向等もございまして、それによるかなと思いますが、これまでよりは売買はしやすくなるという可能性はあると思っております。ただ、非 FIT 非化石証書でも再エネ指定というものの中には入ってはいきませんので、そこでの差は出てくるものと考えております。価値については、今後の市場の動向というところの中で決まっていくことにはなりますけれども、価値としては取引されるものとなっております。

田中委員： 一般廃棄物、自治体がやっている発電についてはいかがでしょうか。

環境省： そちらも変わらず、バイオマスで FIT に該当するもの以外のところにつきましては、基本的には同じく非 FIT 非化石証書の対象になります。

田中委員： バイオでないプラスチックは非 FIT 非化石燃料ということで、証書が売買されるということで、廃棄物発電をすることが経済的にもメリットになるということで、今 CO<sub>2</sub> をプラスチックの部分だけが計算されていて、届け出制度ではマイナスばかりに評価されているのですが、上手くやれば経済的メリットが出得ると考えてよいですか。

環境省： 発電の分野におきましてはメリットが出てくる可能性はあるかもしれないということです。どのくらいになるかというのは市場の中での動きになって参りますので、そこはまだまだこれからのご事情でございます。

梅田座長： ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは次に、自動車の購入等に係る契約について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。最初に、大聖委員のご意見をいただきたいと思っております。

大聖委員： 事務局からご説明があったとおり、現在 2020 年度の燃費基準が適用されております

が、10年後を目標とする2030年度燃費基準が施行されています。これによって44%くらいの燃費改善が可能になるということなのですが、試験方法が変わりまして、車両区分がステップ状だったものが、先ほどのご説明のようにステップレスになり、段差による違いというのがなくなりましたので、その辺は合理的になったと思います。ただ、2030年度の基準値をそのまま適用しますと、まだまだ達成することが技術的には難しい面がありますので、今後10年間をどのように基準値を設定・強化していくかということについて、これは国土交通省の方でエコカー減税などの考え方で暫時やられると思いますので、それに従って基準値を決めていけばいいのではないかと思います。例えば、2030年度レベルに対して何%の達成というようなかたちで進めてはどうかと思います。それから先ほど山地先生のご説明にもありましたけれども、2030年度の燃費基準では電気自動車が入ってきまして、第5次エネルギー基本計画のCO<sub>2</sub>が0.37 kg/kWhというのを採用して、Well to Wheelと言うのですが、原油の資源の採掘から車での消費までということ考えて評価するようになります。その電源構成が0.37からさらに低くなるとしますと、電気自動車に有利な方向に働くということになるだろうと思いますけれども、そういう考え方を修正していく必要があると思っております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局からフォローアップはありますか。

環境省： 大聖先生からご意見いただきましたように、エコカー減税に示される割合、そういったものも参考のひとつにさせていただきたいと考えております。また、第6次エネルギー基本計画などの各種環境法令、各種の計画等も整合が取れるかたちで検討を進めたいと考えております。

梅田座長： ありがとうございます。他の委員のみなさま、ご意見、ご質問があれば、よろしくをお願いします。(意見、質問無し)

それでは、3番目の検討方針として示されている、建築物に係る契約について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。最初に野城委員、ご意見をお願いします。

野城委員： 先ほど事務局からご説明があったとおりでございますけれども、繰り返しになりますが、赤司先生が請け負っていらっしゃるESCOと私が預かってきました環境配慮設計、環境配慮設計はどちらかと言えば公共建築の新築工事、ESCOは大きな改修を伴う手段に網を張ってきたのですが、新築については、今日は国土交通省の営繕部の方もお見えですけれども、公共建築の中で占める新築分の比率が圧倒的に低く、むしろ今ある建築物からのCO<sub>2</sub>を減らしていくための有効な手段というものを考える必要があるというように課題が変わってきているということ。かと言って、ESCOのような大掛かりな投資をして新築ができるという事例も必ずしも対象は広くないということで、ではそれをどうしたらいいのかということが議論になって参るかと思います。最近ですとIoT的な技術を使って運用改善するところで10%程度は楽に、無理無駄が見つかって運用改善で温暖化ガスを減らしていくことができるのが当たり前になってきていますので、そのあたりを導入できるインセンティブが出てきたらいいのではないかと。また、IoTを使った運

用改善というのはデマンドコントロールできますので、再生可能エネルギーが大量に入ってきた際のデマンドの能動的な調整の手段としても使える可能性もございますので、そのあたりを意識しながら、先ほど事務局からございました項目を赤司先生と私で検討していきたいと考えております。以上です。

梅田座長： 非常にもっともな方向性だと思います。他の委員のみなさまのご質問、ご意見があれば、ぜひお願いします。いかがでしょうか。電力が一番ホットな話題ということなのでしょうかね。ESCOは大規模改修がメインだということで、もう少し手軽にやって省エネになるようなものをしていただきたいと思います。

それでは、4番目の検討方針として示された、産業廃棄物の処理に係る契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。最初に田中委員、ご意見よろしくお願いたします。

田中委員： 4番目の産業廃棄物の処理に係る契約ということで、対応の方向性が出ています。プラスチック資源循環促進に関する法律が今年の6月に成立していますので、これを踏まえてということでこのとおりだと思いますが、ここに書いているように、まず、国等において、国が廃棄物の排出事業者として、プラスチック廃棄物の排出を抑制するとともにその再資源化を率先して実行するというので、これは委託する処理会社にするのではなくて、自ら、委託をする前に何をするかということを強調しているのだと思います。委託する処理業者にプラスチックの排出を抑制させるとか、再資源化を積極的にやっているということの評価のポイントにしているという意味ではないと理解しています。国が委託する前に排出事業者としてやるべきことが強調されているということです。

それから、排出の抑制と再資源化という言葉があります。言ってみれば廃棄物のリデュースですね。買い物袋を持って行って買うとか、同じものを繰り返し利用するとか、リデュース、リユースというところを強調しています。もうひとつ、再資源化というところが、物質回収型のリサイクルをイメージした言葉として使われているのが気になるところで、資源を大切に使うということが大事なので、必ずしも物質回収型の資源化でなくて、エネルギー回収型の焼却、発電というのも、等しくあるいはそれ以上に重要だこの分野では評価されてきていますので、エネルギー回収というのもこの中に含まれるような運用をしてもらいたいという気はします。

プラスチックの資源化を行うことで、リサイクル貧乏という言葉が使われるように、一般的には物質回収型のリサイクルをすると、収集に非常にお金がかかるようになる。それから洗浄、選別、乾燥、加工といった工程が入るので、収集、中間処理、最終処分、埋め立て処分場の長い期間の維持管理と、物質回収型の資源化は非常にお金がかかる。プラスチックは、自治体が回収したその後の費用だけで、1tあたり5万円かかります。焼却してエネルギー回収すれば2万円、3万円が終わっているのが、倍近くお金がかかっているのが、実際にやっているところから見れば、リサイクルというのはお金がかかって仕方ない資源の浪費型の処理というふうに言われているところもあります。ライフサイクルアセスメントで、収集、運搬、処理、処分、最終処分まで含めた環境負荷やコストや、あるいは資源の保全ということを考慮して、トータルで見てどちらが良いかと

いうのを総合的に判断して決める方がいい。無理矢理に物質回収型のリサイクルに走るのは非常に資源を無駄にするやり方というのが多々あって、現場では反省がされています。その辺を留意事項として指摘しておきたいと思います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。今3点ほど重要なご指摘いただきましたが、事務局の方としてはいかがでしょうか。

環境省(リサイクル推進室)： リサイクル推進室でプラスチック資源循環法を担当しております。田中先生、ご指摘ありがとうございます。1点目の国の話なのか委託先の話なのかというところについて、ここは先生がおっしゃるとおり、まず国が一事業者として、出しているプラスチックごみについての取組が重要だろうと考えております。今回成立しました新しいプラスチックの法律も、国に限らず、業種を指定せずに、プラスチックごみを出すすべての事業者を対象に省令で判断の基準を作りまして、可能な限り排出抑制、可能な限りリサイクル、それが難しい場合にはエネルギー利用、熱回収という取組をお願いしていくことになっておりまして、国もその中の一事業者として、率先してリデュース、リユース、リサイクルを推進していくというところでございます。国が事務や事業で出しているごみについて、国が排出事業者として責任を持って取組を行うということだと思います。

それから、再資源化等のところで物質的なリサイクルに寄りすぎではないかというお話があったかと思うのですが、判断基準省令、あるいはプラスチック資源循環戦略においても、熱回収、エネルギー利用も含んだ言葉でございまして、再資源化等の「等」が熱回収を指しますが、優先順位としてリデュース、リユース、リサイクルで、それが難しい場合には熱回収というのが循環基本法以来の原則でございます。先ほど先生からリサイクル貧乏という言葉がございましたけれども、技術的なことや経済的なことも考えて、可能な場合にはリサイクルをする、それが難しい場合には熱回収、エネルギーとして利用していくということで、しっかり有効利用として、適正処理の方法として位置付けられておりますので、そこは原理主義にならないようにバランスをとって進めていきたいと思います。私からは以上でございます。

梅田座長： 田中委員いかがでしょうか。若干模範解答的な気もいたしますけれども。

田中委員： ありがとうございます。聞き取れなかった部分もあるので確認をしたいと思いますが、再資源化には物質のリサイクルとエネルギー回収も両方入っているという理解でよいでしょうか。

環境省(リサイクル推進室)： 再資源化等の「等」の部分にエネルギー回収が入っているという意味でございます。

田中委員： わかりました。

梅田座長： その他の委員のみなさま、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

梅田座長： 田中委員がおっしゃられた、国が排出事業者として率先してリデュースを進めないといけないというお話は、この検討会で決めたから各役所がすべからく従うという構造にはなっていないですよ。そのためにはプロモーションなどをやって、広く対応を進めるようなことをやってもらわなくてはいけないですよ。

環境省（リサイクル推進室）： おっしゃるとおりでして、大前提として、法律に基づく省令の策定を環境省、経済産業省、両省でやっておりますけれども、それができて、国も国以外の事業者も含めて全部入って、来年の4月から取組をやっていくというのが大前提でございます。それ以外に国がやっていくというものとしては、温暖化の方の政府実行計画の中でも政府としてやることを決めます。環境配慮契約法の中でも、法令で決まっていることに加えて、さらに国として率先して進んでやっていけないかということになろうかと思えます。

梅田座長： それで国の各機関が意識していただければいいなという話ですよ。わかりました。他にご意見ありませんでしょうか。せっかくプラスチック資源循環促進に関する法律ができたので、活かしていただきたいところだと思います。

## （２）専門委員会の設置について

梅田座長： 専門委員会の設置については、事務局から説明があったとおり、本年度は電力専門委員会、建築物専門委員会の2つの専門委員会を本基本方針検討会のもとに設置して、検討を進める、ということをご了承いただけますでしょうか。これは賛否のご意向を示していただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。では、みなさんご賛同いただいたということで、この2つの委員会を設置することとします。

梅田座長： それでは、次の議題に進みたいと思います。本年度の提案募集について、説明をお願いいたします。

環境省： 資料3について説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等何でも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。これは電力専門委員会の方にお任せすればよろしいということでしょうか。最後の点は、『非化石価値証書が使用される場合は「再エネ指定」に限定すべき』というのは、田中委員の意見とは相反する論点だということですよ。

事務局： この提案のご意見は、いわゆる再エネ指定の電気ということで、再生可能エネルギーだけを電源にしているものということですので、廃棄物発電の部分、バイオマスの燃えた部分は再エネになるのですが、そうではないプラスチックのようなものについてはここには入ってこないということになります。

梅田座長： わかりました。単なる確認で、どちらということではありません。

山地委員： 非化石価値証書の中には、いわゆる FIT 対象の再エネ以外にも、大型水力であるとか原子力が入ってくるわけですね。今後カーボンフリーの水素とかアンモニアも入ってくる可能性がありますけれども、ご提案は、再エネに特化して、しかも再エネの中でも種類を選んだ方がいいという意見のように私は受け止めました。電力専門委員会で議論します。私自身は、どちらかと言うと技術中立的に考えていった方がいいとは思っていますけれども、いずれにしても今後電力専門委員会で議論することだと受け止めております。

梅田座長： よろしくお祈いします。その他、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。よろしければ次の議題に移りたいと思います。

### (3) 検討スケジュールについて

梅田座長： 資料4の検討スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

環境省： 資料4について説明（省略）

梅田座長： ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あれば、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。（質問、意見なし）けっこう詰まったスケジュールになっていますが、ぜひスケジュールどおりに進めていただければと思います。以上で議題はすべて終了したことになりますけれども、全体を通じて何かございましたらお願いします。

田中委員： （資料2の14ページ）「環境配慮契約の観点から、プラスチック廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の促進につながる取組を検討してはどうか」ということですが、契約ということは、委託される産廃処理業者にどういう処理を委託するかということで、排出抑制や資源化というのは、先ほど議論したように、委託する側の国が実施することだという話をしましたが、仕事を頼むユーザーが排出抑制や再資源化をしなくてはならないような、そういう契約の方法というのを検討しようという意味でしょうか。

環境省： おっしゃるように、国自らリデュース、リユースに取り組むというのは当然考えているところで、その先として、どうしても出さざるを得ないプラスチックが出てくることがございます。産廃事業者との契約が必要になってきますが、その中で排出したプラスチックを具体的にどういうふうリサイクルをしていくか。先ほど先生とご議論

させていただきましたけれども、再資源化だけに止まらず熱回収といったものもあると思いますけれども、具体的に産廃事業者の契約に関わって、排出するプラスチックのリサイクルというものをどういう仕様にするかというところを検討する必要があると考えているところでございます。

田中委員： 今やっていることと、どこが変わるのかと考えた時に、今はこの産廃を処理してくれという言い方ですよね。そのやり方は焼却処理を委託する。焼却ではなくて再資源化方式を自ら提案しようという。

環境省： 実際にどういった契約になるかというのは、プラ新法のところではあると思ひまして、そちらの内容を踏まえながら、具体的な内容については検討していきたいと考えているところでございます。物としての再資源化として指定するのか、熱回収として指定するのか、それとも何か選択できるようにするのか。そういったものを今後具体的に検討したいと思ひているところでございます。

田中委員： いろいろな評価があつて、炭酸ガスを出さないような脱炭素型の処理をするということが今求められているので、それが非常にいびつな方向に行くのではないか。むしろ公衆衛生を管理したベーシックな処理が基本にあつて、そこに置かないと、だんだんとCO<sub>2</sub>を出さないような、あるいはCO<sub>2</sub>の削減の重みが大きくなって、それに左右されて、今まで重要視された安全性、適正処理といったところが相対的に軽くなってくるということにならないか。何を評価軸にするのがいいのか、続けて議論しなければならないと思ひます。

環境省： 先生にご指摘いただいたように、従来の適正に行われている処理はもちろん当然のこととして、プラスチックの再資源化、熱回収といったことでプラスアルファとしてそういったことができないかということでございます。そちらだけが優先されて、ほかの項目が蔑ろにされるようなことは避けたいと思ひております。

梅田座長： ありがとうございます。環境配慮契約の範囲の話でもありますし、一方でカーボンニュートラルに向けた時に廃棄物行政をどうするかという話、全体の方向性の話でもあるような気がするのですが、それを議論するのは環境省の中のどこでしょうか。

環境省（リサイクル推進室）： 環境省の中に資源循環局というごみの所管部署がございまして、その中で便宜上、一般廃物をやっているところが、それ以外の産廃なども含めて、カーボンニュートラルに向けて廃棄物行政をどうしていくのかという議論をしているところでございます。

梅田座長： わかりました。他の委員の方々、いかがでしょうか。

大聖委員： このような取組を、国だけではなく地方自治体にも広げていくということが望まし

いと思いますので、そのような努力を一段と加速していただきたいと期待をしております。地方での説明会を通じて、地方公共団体等への展開もぜひ積極的にお願いしたいと思います。説明会などで、聞く側の要望などもあると思いますので、そういったものも受け止めていただいて、これを展開していくということをぜひお願いしたいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。重要なご意見だと思いますが。

環境省： おっしゃるとおり、環境配慮契約法につきまして、国等に限らず地方公共団体等への拡大ももちろん重要な課題と考えているところでございます。説明会等もひとつの手段と考えており、昨今環境に関して注目されている地方公共団体もかなり多く出てきておりまして、様々なご相談等も受けているところでございます。そういったところに適切に対応して、環境配慮契約法の推進を図っていきたいと考えております。

大聖委員： よろしくお祈いします。

梅田座長： 他はよろしいでしょうか。そうしましたら、予定の時間よりやや早いですが、本日の議論をすべて終了しましたので、ここで終わりにしたいと思います。ご議論については、本日ご発言いただけなかった点とか新たなご提案等についても、後ほどでけっこうですので、直接事務局までお願いできればと思います。それでは議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

環境省： ありがとうございます。委員のみなさまにおかれましても、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上